

入札の公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成30年3月8日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三輪 茂

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 門別競馬場照明施設保守業務 一式
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成30年4月16日から平成31年3月15日まで
(うち48日)
ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
(4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
門別競馬場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 沙流郡日高町内に本店、支店又は営業所を有していること。
(2) 競馬開催日(15時~21時)において緊急連絡時に20分以内に対応できる体制を整えること。
(3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続き開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。
(5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が、24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1に定める契約と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行したこと。

3 制限付き一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の期間 平成30年3月8日（木）から平成30年3月16日（金）まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9時から17時まで)
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部

(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社競走関連部

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社会議室
(2) 入札日時 平成30年3月22日（木）午後2時30分から
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 7 及び北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 147 条から第 150 条までの定めるところによる。
- 7 契約保証金
- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第 167 条の 16、財務規則第 171 条及び第 172 条の定めるとことによる。
- 8 電子入札の可否
- 否
- 9 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部
- (2) 交付期間 平成 30 年 3 月 8 日（木）から平成 30 年 3 月 16 日（金）まで
(土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。9 時から 17 時まで)
- (3) 交付方法 (1) の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量 100 グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1) に申し込むこと。
- 10 送付による入札の可否
- 否
- 11 落札者の決定方法
- 財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 12 契約書作成の要否
- 要
- 13 その他
- (1) 開札の時において、1 の(2) 又は 2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) この入札は、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、最低制限価格を設定する。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部
- イ 所在地 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1
電話番号 01456-2-2501
- (5) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) この入札は、落札者があるまで 2 回行い、落札者がない場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 8 号の規定により最低入札価格者との随意契約に移行する。
- (7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は入札説明書による。
なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

入札説明書

この入札説明書は、平成30年3月8日付けで公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約者

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 三 輪 茂

2 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 門別競馬場照明施設保守業務委託契約 一式
- (2) 契約の目的の仕様その他の明細 契約書（案）による
- (3) 契約期間 平成30年4月16日から平成31年3月15日までのうち48日間
- (4) 履行場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1 門別競馬場

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 沙流郡日高町内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 競馬開催日において緊急連絡時に20分以内に対応できる体制を整えること。
- (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続き開始を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の決定を受けていないことが確認できた者であること。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が、24月に満たない場合は24月分）の決算において、1に定める契約と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 平成30年3月8日（木）から平成30年3月16日（金）まで
 - イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。
 - （ア）一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 055-0008
沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部
電話番号 01456-2-2501

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

沙流郡日高町富川駒丘76番地の1 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 沙流郡日高町富川駒丘76番地の1
一般社団法人北海道軽種馬振興公社会議室
- (2) 入札日時 平成30年3月22日（木） 午後2時30分
- (3) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこ

れに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、財務規則第 171 条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 電子入札の可否

否。

9 契約書作成の要否

要

10 送付による入札の可否

否

11 その他

(1) 開札の時において、3 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

財務規則第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 競走関連部

イ 所在地 郵便番号 055-0008

沙流郡日高町富川駒丘 76 番地の 1

電話番号 01456-2-2501

(5) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 274 号）第 3 条の 4 の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を公社に提出し、公社が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、公社が指定する様式により依頼すること。

(9) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。